

診療所開設届出事項等変更届について

[様式 6 - 2]

- 1 医師（個人）・歯科医師（個人）が開設した診療所において下の事項に変更が生じた場合は、**変更後 10 日以内**に保健所長宛に開設届出事項等変更届を **2 部**提出してください。そのうち 1 部を控えとして交付しますので、大切に保管してください。

- ① 開設者の住所・氏名、② 診療所の名称
- ③ 診療日・診療時間、④ 診療科目
- ⑤ 診療所の所在地（住居表示の変更や区画整理による地番の変更等に限る。）
- ⑥ 開設者の兼職状況、⑦ 開設者の兼務状況
- ⑧ 従業員の定員、⑨ 管理者の住所・氏名
- ⑩ 管理者の復職、⑪ 従事医師（歯科医師）の氏名・担当診療科名・診療日時
- ⑫ 薬剤師の氏名

2 添付書類

- ・ ①開設者の氏名変更、⑨管理者の氏名変更、⑪従事医師（歯科医師）の氏名変更、⑫薬剤師の氏名変更の場合、その氏名変更が確認できる書面（新姓の免許証の写し等）。
- ・ ⑪従事医師（歯科医師）及び⑫薬剤師の増員の場合は、新たに採用する医師等の免許証の写し。

3 注意事項

- ・ 変更前・変更後の欄へは、変更前・変更後の全体状況が確認できるように記載するとともに、記載しきれない場合は別紙を添付してください。
- ・ 開設者・管理者の交代及び地番の変更を伴う診療所の移転は、医療機関の廃止・開設となるので、この届によりません。但し、診療所管理免除許可を受けた者が管理者に復職する場合はこの届によります。
- ・ 医療機能情報システム「ナビイ」に掲載している情報に変更になる場合は、医療機能情報の変更も行ってください。変更手続きについては、兵庫県ホームページ「医療機能情報の報告」を参照してください。

診療所開設届出事項等変更届

令和 3年 4月 1日

(あて先) 姫路市保健所長

開設者住所 姫路市坂田町3番地

記入例

ひめじ かんべえ
開設者氏名 姫路 官兵衛

電話 **079 - 222 - 1234** (担当: 姫子)

次のとおり開設届出事項等を変更したので、医療法施行令第4条第3項の規定に基づき届け出ます。

1	診療所の名称	坂田診療所	
2	診療所の所在地	姫路市坂田町3番地 TEL079—289—1631FAX079—289—1631	
3 変 更 届 出 事 項	※ 該当する変更事項を○で囲んでください。 ① 開設者の住所・氏名 ② 診療所の名称 ③ 診療日・診療時間 ④ 診療科目 ⑤ 診療所の所在地（住居表示の変更や区画整理による地番変更等に限る。） ⑥ 開設者の兼職状況 ⑦ 開設者の兼務状況 ⑧ 従業員の定員 ⑨ 管理者の住所・氏名 ⑩ 管理者の復職 ⑪ 従事医師（歯科医師）の氏名・担当診療科目・診療日時 ⑫ 薬剤師の氏名	変更年月日	令和 3年 4月 1日
		変更の理由	患者からの要望のため
		変更前	月・火・水・金9:30～12:00、14:00～17:00 木・土 9:30～12:00
		変更後	月・火・水・金9:30～12:00、14:00～18:00 木・土 9:30～12:00
		変更年月日	令和 3年 4月 1日
		変更の理由	管理者住所変更
		変更前	姫路市平野町3番地1005
		変更後	姫路市坂田町3番地
		変更年月日	令和 3年 4月 1日
		退職又は廃止した医療機関 名 称 所在地	
		現に兼職する他の医療機関 名 称 特別養護老人ホーム姫路の官兵衛 医務室 所在地 姫路市安田4丁目1番地	